

## 公立大学法人制度の概要

### 1 制度創設の背景

公立大学における「大学改革」の取組として行政の直営から地方独立行政法人法に基づく法人運営に移行し、民間的発想によるマネジメントを取り入れ自主自律的な大学運営に転換する制度として平成16年4月に創設された。

### 2 制度のポイント

- ・地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能となっている。
- ・国立大学法人の制度設計にならい、地方独立行政法人法において公立大学法人に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例が規定されている。
- ・具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量（定款等）に委ねられている。
- ・法人の設立は、議会の議決を経て、都道府県設立の場合、総務大臣及び文部科学大臣が、市町村設立の場合、都道府県知事が認可する。

### 3 制度の詳細

	項目	概要
①	法人の設立	・議会の議決を経て国等が認可
②	役員の任命	・理事長＝学長とする（定款の規定により別に任命することも可）。 ・理事長である学長の任命（解任）は「選考機関」の選考（申出）に基き設立団体の長が行う。（理事長でない学長にも、同様の手続きを経て理事長が行う。） ・教員の任命についても、大学の意向を尊重する手続きを規定。
③	運営組織	・運営組織を法令で規定（具体的な構成員、審議事項は定款で規定）する。 ・経営審議機関、教育研究審議機関を設置する。 ・役員会などその他については、設立団体の判断により設置する。
④	目標・評価	・設立団体の長が6年間の中期目標を定め、法人が中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定する。 ・評価委員会が評価する。
⑤	財務・会計	・法人の会計は企業会計原則による。また設置者は、法人の業務運営に必要な運営費交付金を法人に交付する。
⑥	職員の身分	・非公務員型

### 4 地方独立行政法人法における公立大学に関する主な特例

	規定	概要
①	名称（68条）	名称として、公立大学法人という文字を用いる。
②	教育研究の特性への配慮（69条）	設立団体は、大学の教育研究の特性に常に配慮しなければならないこと。
③	他業の禁止（70条）	法人は、大学の設置及び管理以外の業務を行ってはならないこと。
④	理事長の任命（71条、72条）	「学長＝理事長」が原則。ただし、別に任命することも可能。 学長の任命は、「選考機関」の選考に基づき行うこと。
⑤	教員の任命（73条）	教員等の任命は、学長の申出に基づき行うこと。
⑥	学長の任期（74条）	学長の任期は、2～6年（法人の規程で定める）。
⑦	学長の解任（75条）	学長の解任は、「選考機関」の申出により行う。
⑧	経営審議機関、教育研究審議機関（77条）	経営審議機関、教育研究審議機関の設置。
⑨	中期目標（78条）	中期目標の期間は6年間。中期目標を定める際は、法人の意見を聴き、当該意見に配慮すること。
⑩	認証評価機関の活用（79条）	認証評価機関の評価を踏まえて評価委員会の評価を行うこと。